## ~年金受給者の皆さまへ~

## 年金(老齢給付金)定時支給のお知らせ

<u>令和元年 6月定時支給分(平成30年12月~令和元年5月分)の振込予定日</u> は、令和元年 6月 3日(月)です。

この定時支給分の「年金支給のお知らせ」は、令和元年 5月30日(木曜日)に住友生命から発送する予定です。

(注) 口座への着金(入金) 時間は、金融機関により異なることから、午前中にお引き出しできない場合がありますので、ご了承ください。

## 老齢給付金について

- ・老齢給付金は、年2回(6月・12月)の各1日が支給日となります。 (1日が非営業日の場合は翌営業日)
- 老齢給付金は、「雑所得」として所得税の対象となります。
- ・老齢給付金は、「扶養親族等申告書」の提出が適用されませんので、年金の支給時に 一律で源泉徴収(支給額の7.6575%)をしております。

翌年1月に「公的年金等の源泉徴収票」を送付いたしますので、この源泉徴収税の 還付等の手続きは、各自が確定申告により清算していただきます。

## ≪送金□座の変更≫

送金先の金融機関や住所を変更する場合は、届出書をお送りいたしますので、当企業年金 基金宛ご連絡ください。

【次回の年金定時支給は令和元年12月2日(月)予定です。】

<お問合せ先>

TEL: 03-3560-7017 (平日 午前9時~午後5時)